

釧路市観光情報発信事業（デジタルプロモーション）業務委託 仕様書

1 件名

釧路市観光情報発信事業（デジタルプロモーション）業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和5年3月20日まで

3 企画提案上限額

24,145,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4 事業の目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大により大きく打撃を受けた釧路市への旅行需要の創出を図るため、釧路市の魅力ある観光資源をPRする観光プロモーション動画を制作し、デジタルプロモーション（YouTube 広告等）を活用した効果的な情報発信をすることにより、国内観光客の旅行意欲を喚起し、観光客の増加を促進することを目的とする。

5 委託概要

受託者は、釧路市の観光資源を十分に理解した上で本業務の実施を通じて効果的かつ効率的に市の魅力を訴求するよう、以下の業務を円滑に実施すること。

なお、中期的なデジタルプロモーションを行うことを念頭に、各業務でリマーケティングタグ※を利用したアクセス者分析を行うために「見込み客リスト」の蓄積を行うこと。

※リマーケティングタグ：特定の動画やウェブサイトを視聴・閲覧したことのあるインターネット利用者に対して、広告を表示できる機能のこと

6 ターゲット

「国内観光客」を対象とし、旅行者の興味・関心を意識した内容とすること。具体的な内容については、市と協議の上決定するものとする

7 実施業務**(1) 動画コンテンツ制作業務**

- ・市に対する関心の有無に関わらず、視聴者が感覚的に見入ってしまうことが期待される動画
- ・動画の題材は釧路市の観光資源を活用
- ・視聴後に、釧路市を訪れてみたいと思えるような内容とし、来訪者の増加への寄与が見込まれるもの

(2) YouTube 等を活用した動画配信・情報発信業務

- ・釧路市観光 YouTube チャンネル「KUSHIRO Hokkaido Japan」に制作動画を格納し、潜在旅行者となる視聴者に対して来訪意欲を喚起すること

- (3) YouTube を活用した動画広告配信・ウェブサイト誘導業務
 - ・(1) で制作する動画について、YouTube を活用した動画配信を行い、(2) の釧路市観光 YouTube チャンネル「KUSHIRO Hokkaido Japan」へのアクセスを誘導すること
- (4) (1) で制作する動画について、効果的なデジタルプロモーション (SNS 広告、インターネット 広告等) があれば企画提案者より発信方法を提案し、実施すること
- (5) (1) ~ (4) 実施に基づく効果測定及び報告業務

8 委託内容

(1) 動画コンテンツ制作業務

① 基本的な業務内容

より多くの誘客ができると思われる釧路市の観光資源から素材を選定し、動画コンテンツを制作する。制作する動画コンテンツ (以下、「動画」という。) は、パソコン、タブレット、スマートフォンから映像を見ている国内観光客に対して、旅行意欲を喚起し、釧路旅行のきっかけとなるようなものとする。

なお、360° 全方位カメラや超高精細撮影機材、遠隔操縦機 (ドローン) 等、映像を制作するための最新鋭の専用機材や映像技術を十分に活用し、撮影場所、時間、クリエイター、出演者、音響、特殊効果等を工夫することとし、これらを使用する際に必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続等は、受託者自身で行うこと。

② 言語

ア 動画タイトル等は、訴求する内容を的確に表現したタイトルデザイン及び制作した動画上への配置を行うこと。

イ 字幕やナレーション等言葉の無い動画で視覚的に訴求可能な動画を制作する。ただし、字幕やナレーション等を利用する手法が最適の場合、市と協議の上、対応言語等を決定すること。

③ 制作動画

以下の条件を考慮して制作すること。

ア 動画コンセプト、構成

- ・釧路市の観光資源である「釧路湿原・阿寒摩周国立公園」をはじめ、釧路旅行において旅行者の興味・関心を惹く「自然体験 (釧路湿原の大観望、野生動物ウォッチング、阿寒湖フロストフラワー等)」・「体験型アクティビティ (釧路湿原カヌー、トレッキング、E-BIKE、スノーシュートレッキング等)」・「アイヌ文化体験 (阿寒湖の森ナイトウォーク「カムイルミナ」、アイヌ古式舞踊、ロストカムイ、アイヌ文化ガイドツアー等)」・「くしろ美食体験」など、釧路ならではの体験型・滞在型観光コンテンツを追求した動画コンセプトとし、単に風景等を流すのではなく、旅行者を想定したモデルを2名起用し、例えば、モデルが釧路旅行を楽しみながら笑顔で体験する様子など、釧路旅行を想像させるような臨場感とストーリー性のあるものとし、視聴者が釧路旅行に行きたい、体感したいと感じられる旅行者視点の動画を制作すること。
- ・制作内容は、単に奇抜さで視聴者の興味を惹く動画にはしないこと。
- ・制作内容は、市が過去に制作した観光動画「KUSHIRO Hokkaido Japan in 8K HDR」をふまえ、

関連性・シリーズ化を意識するなど、視聴者に旅行意欲を促す一環したプロモーションとなるよう工夫すること。

- ・観光素材は自然、人、体験、交流、食、モデルコース等とし、観光行動に直結しやすい内容を提案し、市と協議の上決定すること。
- ・動画の制作予算は、全体の4割程度となるよう留意すること。

イ 制作本数等

- ・夏の釧路を訴求する3分以内の観光動画（以下「夏3分版」）1本及び、30秒～1分程度のダイジェスト版の観光動画（以下「夏ダイジェスト版」）1本
- ・冬の釧路を訴求する3分以内の観光動画（以下「冬3分版」）1本及び、30秒～1分程度のダイジェスト版の観光動画（以下「冬ダイジェスト版」）1本

ウ 動画再生時間

上記③観光動画イを目安とするが、テーマや撮影する素材により異なってもよい。その動画に応じた最適な再生時間を提案し、市と協議の上決定すること。

④ その他

- ア 動画制作の提案にあたっては、新規撮影を原則とする。ただし、実施時期や実施期間により撮影困難なシーン（季節感のある動画やイベント関連動画等）を活用する必要がある場合は、市と協議の上、既存の動画データ等を取得することを認めることとする。
- イ 上記動画制作にあたり必要となる経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。
- ウ ウェブサイトやYouTubeで再生可能なファイル形式とすること。

(2) YouTube等を活用した動画配信・情報発信業務

① 基本的な業務内容

上記(1)で制作した動画（以下、「動画」という。）を、話題性、拡散性等を確保するため、YouTubeを活用して配信すること。また、YouTubeを利用する潜在的な旅行者へ訴求するため、動画広告等を活用し視聴者に対して展開すること。

② ターゲティング

釧路市の魅力ある観光資源を十分理解したうえで、企画提案者が保有する観光データ分析に基づき、適切な配信ユーザーのターゲティング案を提案すること。

また、本事業の動画コンセプトとの連動性を意識し、「自然体験志向」「アクティビティ好き」「旅行好き」などをターゲティング案には考慮すること。

③ 配信方法

前項について、投稿動画がインターネット上で広く視聴されるよう目標回数等を想定のうえ、「TrueView インストリーム広告」を実施すること。また、「Call-to-Action オーバーレイ」等を活用してウェブサイトへの誘導を図ること。

なお、動画広告手法は興味関心層への的確なりちを考慮し、スキップ対応可能な手法を取り入れる等工夫を行うこと。

- ④ 広告配信時期
動画や広告の配信時期については、令和5年3月中旬の実施完了を目安とし、詳細については市と協議の上決定すること。また、広告配信スケジュールを策定すること。
- ⑤ その他、企画提案者が提案するデジタルプロモーション（SNS 広告、インターネット広告等）を実施する場合においても上記を参考に効果的な手法で実施すること。

（3）効果測定及び報告業務

- ① 本業務について広告の表示回数、動画の視聴回数、視聴者の属性（年齢、地域、特性等）等分析数値等を、市の求めに応じて報告すること。また、その結果に応じてターゲティングの変更、絞り込み等改善策を市と協議し実施すること。
- ② 動画の視聴回数は、委託期間中に「夏3分版」「冬3分版」それぞれ200万回視聴数（広告再生数を含む。）以上と同等の効果をもたらすこと。
また、「動画からのサイト誘導数」については、事業開始時に目標KPIを示すこと。
- ③ 上記①について、市の認知、関心、旅行意欲の向上へ与えた影響について「ブランドリフト調査」及び「サーチリフト調査」を実施し、その内容を事業終了時の報告書にまとめ、提出すること。
- ④ 動画の視聴者に関する分析については、Google マイビジネス（以下、「GMB」という。）を有効活用して市が指定するスポットのデータ分析（来訪計測）を行い、結果を取りまとめて報告すること。なお、具体的な実施方法は、市と協議の上、決定すること。
- ⑤ 上記、効果測定したデータを総括して振り返り、データ分析結果に基づく当市への観光客増加に向けたターゲットの選定や誘客プロモーションに関する方向性等を整理・提案し、報告書にまとめること。

（4）その他

- ① 本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、市の承認を得ること。
- ② 業務の詳細について市と協議の上決定し、進捗状況を綿密に市に報告すること。
- ③ 事業完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、市に提出すること。
- ④ 事業の実施にあたっては、当市の観光産業振興全体に資するものとなるよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- ⑤ 各業務にかかる撮影、編集、報告等の一切の経費（交通費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て事業費に含むこと。
- ⑥ 業務上で撮影が必要な場合は、事前に管理者等撮影及び動画配信の許可を得ること。

9 成果品

（1）提出物

- ① 実績報告書（A4判） 紙媒体2部及び電子媒体（CD-ROM等）
- ② 制作した動画コンテンツのムービーマスターデータ、印刷データおよびテキストデータ、その他作品に使用された全データを収めたDVD-ROM等 2枚

- ③ 制作した動画コンテンツをDVDプレイヤー等で再生可能なDVD-R等
 - ・「夏3分版」1本及び「夏ダイジェスト版」1本を収めたDVD-R等 100枚
 - ・「冬3分版」1本及び「冬ダイジェスト版」1本を収めたDVD-R等 100枚

(2) 提出場所

釧路市産業振興部 観光振興室 観光振興担当

(3) 提出期限

令和5年3月20日

10 総括責任者

受託者は、本業務にあたって十分な経験を有するものを総括責任者として定めなければならない。

11 提出書類

受託者は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結時に提出するもの

- ・着手通知書
- ・業務統括者通知書
- ・業務統括者経歴書
- ・業務工程表（様式任意）
- ・その他釧路市が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・委託業務完了通知書
- ・その他釧路市が業務の確認に必要と認める書類

12 留意事項

- (1) 受託者は随時、業務の進捗状況について本市に報告することとし、映像制作を進める際には都度、協議確認を取りながら業務を進めるものとする。
- (2) 本事業に係る成果品の著作権（上映、頒布、貸与、公衆送信及び二次利用権、動画再編集を含む。）は、成果品が引き渡された時点で本市に帰属するものとする。
- (3) 本件業務に係る必要な物品等については、受託者が用意すること。
- (4) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本件業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 受託者は、5年間本映像に係るマスターデータを無償で保管するものとする。この場合、本市の承認を得ずにマスターデータを転用または第三者に使用させてはならない。
- (6) 業務履行にあたり疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定することとする。
- (7) (6)に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。